

本社の新炭夫組合第一回月給高八拾圓最下賃給の懸念

十、薪 炭 懸 念

此、同 薪炭争具日 即味十一月四日十五日

八、争議 薪炭争具日 即味十一月四日十四日

七、争議 薪炭人員 薪炭夫次次次

信三八十分

六、争 業 員 煤 薪炭夫二二八分 薪炭夫一五分

五、争 業 員 薪 煤 薪炭夫 本 薪 炭

四、資 本 金 百五十萬圓

三、煤 業 の 懸 念 百炭薪業

二、争 業 員 此 薪炭夫 田川 薪炭夫 寺田 川宮

一、争 業 員 薪 煤 薪炭夫 共同 薪炭夫 會 薪炭夫 會 薪炭夫 會

共同 薪炭夫 會 薪炭夫 會 薪炭夫 會

薪炭夫 會 薪炭夫 會 薪炭夫 會

法財團 協調會 福岡出張所

賃銀であるが岩石により掘進不能の場合多く他坑に比し收入
少なき爲坑夫間に不満ありたる處最近坑夫に對し勞務係の暴
行ありて愈々對遇改善要求の氣運に醸すに至りたるを以て日
本石炭坑夫組合が介在し强硬派と圖り四月十四日突如罷業を
決行せり。

土、要 求 事 項 (款願書)

- 1、一函に付き貳拾錢の値上をせられたし
但一函の場合は一金八拾錢の補助をせられたし
二函の場合は一金五拾錢の補助をせられたし
- 2、箇所採炭不能の場合は最低壹圓參拾錢の日役を支給せられ
たし、但し火薬は現在通社費たること
- 3、賃銀は隔日に支拂れたし
- 4、掘進は間五圓を値上せられたし「ナグレ」の場合は一人に